



生涯学習センター 町立図書館 カルスタすぎと

問合せ 町立図書館 ☎ (33) 4056

◆図書館バッグをプレゼントします

下記に該当する方へ図書館バッグと読書手帳をプレゼントします。町立図書館までご来館ください。

対象 町内在住で町外の小学校に通学している新一年生（令和4年度）

受取期間 8月2日(火)～令和5年3月31日(金)

受取方法 9時～17時の間に町立図書館まで連絡（休館日を除く）

※すでに町内小学校で図書館バッグを受け取っている方は対象外です。

8月の休館日 1日(月)・8日(月)・12日(金)・15日(月)・22日(月)・29日(月)

◆おはなしかい・・・入場無料

町立図書館「おはなしのへや」で本の読み聞かせ・紙しばい・手あそび等を行います。

◇子どものおはなしかい（幼児～小学生対象）

日時 毎週土曜日 14時～14時30分

（第4土曜日は素話を取り入れています）

◇小さい子のおはなしかい（乳幼児親子対象）

日時 9月14日(水) 11時30分～12時

◆0・1・2歳の絵本さがし・・・入退場自由

赤ちゃん絵本をテーマごとに読み聞かせ会や展示会を開催します。

9月のテーマ 「あそび絵本」

日時 9月7日(水) 10時30分～12時

場所 町立図書館 おはなしのへや

対象 子育て中の方・子どもの本に興味のある方（お子さまの同席可）

8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」

県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。

人権啓発イベント

ヒューマンフェスタオンライン2022

人権メッセージ動画や人権クイズ、ポスターのWEB展示等を通じて人権意識の向上を図ることを目的としています。

期間 8月1日(月)～9月30日(金)

テーマ 女性も男性もLGBTQも誰もがいきいきと活躍できる社会をめざして

内容 ①人権メッセージ動画
②人権啓発クイズ
③人権啓発ポスターやパネル等のWEB展示

※メッセージ動画は8月1日以降順次公開予定

問合せ 県人権推進課 ☎048 (830) 2255

全国一斉

「子どもの人権110番」強化週間

期間 8月26日(金)～9月1日(木)

時間 8時30分～19時

※8月27日(土)・28日(日)は、10時～17時

電話番号

0120 (007) 110 (全国共通・無料)

※IP電話からは接続できません。

相談担当者 法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会
子ども人権委員会委員（秘密厳守）

さいたま さいたま方法務局人権擁護課

☎048 (859) 3507

戦争と人権について

20世紀におきた二度の世界大戦では、多くの人の尊い命が失われるとともに、人権が踏みじられるような出来事も多く発生しました。このような経験から、国際社会では、人権を守ることが世界平和にもつながる、といった考え方が主流になっていきました。そこで、1948年（昭和23年）12月10日、国際連合第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。

しかしながら、戦争や紛争は今も世界各国で起き、人権が守られていない人々があります。現在においても民間人が暴行・虐殺されたとの報道があるなど、極めて重大な人権侵害行為が発生しています。

自分たちこそが正しいという一方的な考え方は、対立を生み出し、争いに発展させます。考え方が違って、相手の立場を尊重し、思いやり、対話していくことが必要です。

ぜひ、あらためて「平和」と「人権」の大切さを考えてみてください。

問合せ 社会教育課 人権教育担当 内線482 / 人権・男女共同参画推進課 人権担当 内線217

ポイ捨てのないきれいな町にしましょう

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

町内各所でさまざまな清掃活動が行われ、きれいな町が維持されています。しかしながら、一部の地域では、いまだに空き缶やタバコの吸殻のポイ捨てなどが見られます。

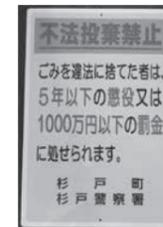
埼玉県ごみの散乱防止に関する条例では『何人も、みだりにごみを捨ててはならない。(第9条)』と規定されています。

きれいなまちを実現するため、町・町民・事業者のそれぞれの立場で「ポイ捨てをしない、させない」という自覚を持ち、できることから始めましょう。

町

環境改善に関する意識啓発を実施します。

不法投棄防止の一環として、看板の配布を行っています。詳しくは、担当までお問合せください。



事業者

事業活動を行うに当たり、ごみの散乱の防止に努めましょう。

土地所有者

所有する土地にごみが捨てられないように、適切に管理する責任があります。

あき地の管理も土地所有者の責任です。雑草が繁茂し、不法投棄や火災の危険も高まるため、適正な維持管理に努めてください。

自身での雑草等が困難な場合は、業者への依頼も、ご検討ください。

町民

自らごみの散乱の防止に努めるとともに、屋外で自分が出したごみを持ち帰り、またはごみ箱に正しく廃棄してください。

ペットの飼い主の方

ペットを同伴して外出するときは、排せつ物を処理するための用具を携行し、ペットが排せつしたときは適正に処理してください。

喫煙をする方

屋外で喫煙する時は、吸殻を定められた場所に廃棄してください。吸殻のポイ捨ては、火災へ繋がる危険がありますので、絶対にやめましょう。

新型コロナウイルス感染症による国民年金保険料免除等について

問合せ 町民課 国民年金担当 内線253・453
春日部年金事務所 ☎048 (737) 7112

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少したことにより国民年金保険料の納付が困難となった場合、「臨時特例免除申請」の手続きができます。

対象

以下の2点をいずれも満たした方

①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと

②令和3年1月以降の所得の状況による所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれること

※免除等の判定には、申請者本人、配偶者、世帯主の所得が審査対象です。

※所得見込額が全額免除基準相当・一部免除基準相当・納付猶予基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除等が承認されます。

※配偶者や世帯主が①および②に該当する場合も、この手続きができます。

免除等の対象となる保険料期間

令和4年度分（令和4年7月分～令和5年6月分）

申請に必要な書類

①本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

②年金手帳、基礎年金番号通知書またはマイナンバーカード

③収入が減少した月の給与明細など収入や経費等がわかる書類（所得の申立書に記入）

④学生の方は有効期限内の学生証または在学証明書（原本）

提出期限

「臨時特例免除」の対象となった際はすみやかに提出してください。申請月の2年1か月前（すでに保険料を納付済の月を除く）の月分までさかのぼって申請できます。（令和4年9月申請では、令和2年7月分は申請できません。）詳しくはお問合せください。